

# 『一般建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

京都労働局登録京石第1号  
登録有効期限 2026年10月27日  
公益社団法人京都労働基準協会

石綿は、その吸引により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿障害予防規則により石綿暴露防止のための措置が義務付けられています。

これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査を行うことが定められていますが、令和5年10月からは、事前調査を行うものは一定の資格が必要となりました。

この講習は、上記事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習です。

## ■開催日時

- |     |               |            |          |
|-----|---------------|------------|----------|
| 1日目 | 令和6年11月25日(月) | 9:00~16:30 | ※受付8:20~ |
| 2日目 | 令和6年11月26日(火) | 9:00~16:50 | ※修了考査を含む |
- ※天候等により日程を変更する場合があります。

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

## ■受付開始日時 令和6年9月24日(火) AM 10:00 ~

必ず予約が必要です。電話で受付をします。(TEL 0773-75-4731)

一事業場様、5名以上申し込まれる時は、(公社)京都労働基準協会 舞鶴支部にご相談ください。

## ■受講資格

この講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築や石綿含有建材調査等に関する実務経験年数」などの受講資格が必要となります。別紙記載のいずれかの条件を満たしていることを確認してください。

## ■申込締切日 令和6年10月25日(金)

## ■講習会場 福知山市企業交流プラザ

(福知山市長田野町3丁目1-1 TEL 0773-27-2002)

## ■講習種別 一般建築物石綿含有建材調査者講習

- ※ 建築物石綿含有建材調査者講習は、
- ① 一般建築物石綿含有建材調査者講習
  - ② 一戸建て等建築物石綿含有調査者講習
  - ③ 特定建築物石綿含有調査者講習
- の3種類があります。今回の講習は ① です。

(裏面に続く)

■受講料等	受講料	44,000円	【40,000円+消費税10%】
	テキスト代	5,280円	【4,800円+消費税10%】
	合計	49,280円	【税込】

※講義に使用するテキストは、中央労働災害防止協会発行の「石綿含有建材調査者テキスト 一般建築物・一戸建て等用（第2版）」です。受講が決定し、入金を確認した後、テキストを送付いたします。  
(事前学習にご活用ください。)

■定員 80名（定員になり次第締め切ります。）

■申込方法 別添1の受付手順の通りお願いします。

※本人確認の為①～⑦のいずれかを講習初日に必ずご持参ください。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証  
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書（氏名・生年月日が記載されたもの）

■申込先 〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2  
(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部 TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777  
土・日・祝日を除く 9:00～16:00 まで

■申込書の内容確認、受講資格審査・受講決定

- (ア) 申し込み内容の確認及び受講資格の有無について受講申込書・添付書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足がなく、かつ審査を通過した方については、講習日までに受講票をお送りいたします。  
受講申込書の記載事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加資料の提出等をお願いする場合があります。受講資格が確認できない場合は受講をお断りします。  
なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習終了後でもその資格は取り消しとなり、修了証明書や受講証明書は無効となります。
- (イ) 受講票交付後は原則としてキャンセルはできません。(3日前までは受講者の変更は可能) また、受講料の返金はいりません。

11  
月講習

# 一般建築物石綿含有建材 調査者講習受講申込書

受講者	フリガナ	←必ず記入		生年月日	S · H
	氏名	携帯番号( )	旧姓等併記希望の場合 旧姓等:	年 月 日生	
	※併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)を当日受付時に提示してください。				
住所	〒 -				
受講資格区分番号		←必ず記入して下さい			
<p>この講習会は法令で「受講資格」が定められています。募集要綱の「提出書類一覧表」「受講資格の内容」欄に対応する「受講資格区分番号」を上記の四角内に記入して下さい。また、申込書に添付していただく書類は、受講資格ごとに異なります。一覧表を確認して添付漏れのないように注意して下さい。</p>					
<p>講習初日に見せていただく本人確認書類(どれか1つを必ずご持参ください)</p> <p> <input type="checkbox"/>自動車運転免許証    <input type="checkbox"/>パスポート  <input type="checkbox"/>各種免許証        <input type="checkbox"/>住民票  <input type="checkbox"/>健康保険証  <input type="checkbox"/>特別永住者証明書又は在留カード  <input type="checkbox"/>公的な身分証明書                  (氏名、生年月日が記載されたもの)             </p> <p style="text-align: center;">➡ 記入した氏名が本人確認書類と正確に同じであることを確かめてください。</p>					
勤務先	会社名	部署・氏名:			
	所在地	連絡先	担当	ご担当者メールアドレス: ※お問合せ等に使用いたします。	
			電話	勤務先 受講者	
			FAX	勤務先 受講者	
郵送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください		修了証明書は後日、合格者に郵送します。 受講証明書は後日、不合格者に郵送します。 送付先 いずれかに☑してください		
	<input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所		<input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所		

カラー写真貼付  
6か月以内撮影  
無帽・正面  
上三分身  
背景無地  
3×2.4cm  
裏に氏名を記入

受講番号
※記入不要です

年 月 日  
公益社団法人 京都労働基準協会 会長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。(法令による場合を除く。)



『一般建築物石綿含有建材調査者講習』の受付手順について

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部  
(公印略)

下記により受付を行いますので、ご了解願います。

記

- 1 講習日 令和6年11月25日(月)、26日(火)
- 2 受付開始日 令和6年9月24日(火) AM10:00~
  - ・必ず予約が必要です。電話で受付をします。
  - ・一事業場様、5名以上申し込まれる時は、(公社)京都労働基準協会 舞鶴支部にご相談ください。
- 3 受講資格・申込について
  - ① 予約ができましたら、受講申込書原本、受講資格書面等をご持参又は郵送にて提出ください。  
(2週間以内に受講申込書の提出の無い場合は、予約を無効とさせていただきます。)
  - ② 本講習には一定の受講資格が必要です。  
受講申込書の審査が終了しましたら、「受講票」と「請求書」を送付致しますので、到着後1週間以内にお振込(手数料はご負担ください)をお願い致します。
  - ③ 入金確認後、当協会からテキストを送付します。  
(事前に学習されることをお勧めします。テキストは講習当日、必ず持参してください。)
- 4 講習変更のご連絡  
変更のある場合のみ 令和6年11月22日(金)までに貴事業場へ連絡します。
- 5 ご質問等がありましたら、(公社)京都労働基準協会 舞鶴支部にお尋ねください。  
TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777  
(住所) 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2

## 経験年数等証明書（受講者氏名 \_\_\_\_\_）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数のカッコ内に実務経験等の年数を記載して下さい。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書の他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別添1受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようにご注意下さい。

### 受 講 資 格 一 覧 表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等	
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。	
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、 <b>建築に関して2年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、 <b>建築に関して3年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <b>建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）</b>	実務経験	年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <b>建築に関して7年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
⑥	<b>建築に関して11年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、 <b>建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者</b>	実務経験	年
⑧	<b>建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
⑨	<b>環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者</b>	実務経験	年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。	
⑪	<b>労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者</b>	従事経験	年

### 建築物石綿含有建材調査者講習 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ \_\_\_\_\_ ）の実務経験又は従事経験は（ \_\_\_\_\_ ）年以上有することを証明する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業場所在地

事業場名

事業者職氏名

(印)



## 提出書類一覧表

区分 番号	受講資格の内容		受講申込に必要な書類等		
	学歴・職歴、資格等	実務経験年数	受講 申込書	顔写 真	必要な添付書類・証明書等
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
6	「2～5」該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して実務経験年数：5年以上	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し ②実務経験証明書（※2）
8	建築行政に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門家若しくは労働衛生専門家であった者	従事経験年数不問	○	○	①実務経験証明書（※2）（経験年数は不問ですが、在官したことの証明が必要となります。）
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 実務経験証明書は別添2の様式を添付して下さい。なお、事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。

受講資格確認のため、証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。